

## 「令和８年３月から適用する公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価について」の運用に係る特例措置について

### 1 適用対象工事等

令和８年３月１日以降に契約を締結する対象工事等のうち、旧労務単価（令和８年３月１日改定分より前の労務単価）を適用して予定価格を積算している工事及び建設コンサルタント業務等

### 2 特例措置の請求

適用対象工事等の受注者は、請負代金額（業務委託料）の変更の協議を請求することができることとする。

今回の運用は、令和８年３月１日から請求が可能となる。